

議案第56号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月19日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年10月7日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2年11月6日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第56号）

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （期末手当）	第1条～第3条（略） （期末手当）
第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者においては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者においては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条（略）	第5条（略）

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧
対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （期末手当）	第1条～第3条（略） （期末手当）
第4条（略）	第4条（略）
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条（略）	第5条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第56号 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和2年10月7日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2年11月6日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・人事院勧告を受け、協議、検討を実施	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和2年度から) 令和2年度：▲412千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。	